

ふるさと納税ワンストップ特例制度

申告特例申請書の書き方

令和 年 寄附分 市町村民税 寄附金額控除に係る申告特例申請書
道府県民税

第五十五号の五様式 附則第二条の四関係

令和 年 月 日	整理番号
白岡市長 殿	氏名
住所	個人番号
電話番号	生年月日

【個人番号】欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第9項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

（注1） 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。

（注2） 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同時に係るものに限る。）について申告の特例の適用を受けられなくなります。その場合に寄附金額控除の適用を受けるためには、当該寄附金額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
-------	------

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の口にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

（注） 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、①及び②に該当する者とは異なります。

① 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者

② 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

（注） 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の職がら以下であると見なされる者をいいます。

（切り取らないでください。）

令和 年 寄附分 市町村民税 寄附金額控除に係る申告特例申請書受付書
道府県民税

住所	受付日/印
氏名	

受付団体名 白岡市

- ① この申請書に記入した日を書いてください。
- ② 寄附申込時にご登録いただいた内容を記載しております。
- ③ 個人番号（マイナンバー）をご記入ください
 - 個人番号確認、本人確認の書類の提出が必要になります。裏面をご参照ください
- ④ 確定申告が不要な給与所得者等であることを確認する欄です。該当する場合は、チェック☑を入れてください。
 - チェックがない場合は、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が適用されません。
- ⑤ 令和6年1月1日から令和6年12月31日の間で、ふるさと納税先が全部で5団体を超えないことを確認する欄です。該当する場合は、チェック☑を入れてください。
 - チェックがない場合は、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が適用されません。

以上で記入は終了です。裏面記載の添付書類と併せて、同封の返信用封筒にて白岡市役所まで返送ください。

【令和7年1月10日（金）必着】1月10日（金）を過ぎますと、ご自身で確定申告をする必要がありますのでご注意ください。

なお、申請後、翌年の1月1日までに居住地が変更になった場合は、変更届出が必要になりますので、白岡市ホームページから変更届書様式をダウンロードの上、ご送付ください。

インターネットからも申請が可能です

個人番号カードとマイナポータルアプリ対応のスマートフォンをお持ちのかたは、自治体マイページ(<https://mypg.jp/>)からオンラインでワンストップ申請ができます。自治体マイページでアカウントを作成のうえご申請ください。

※オンラインで申請いただいた寄附については、書類の提出は不要です。

自治体マイページはこちら



ふるさと納税ワンストップ特例制度 申告特例申請書の書き方

マイナンバー制度の導入に伴い、平成28年1月1日から「ふるさと納税ワンストップ特例申請書」に個人番号(マイナンバー)の記載が必須となりました。
また、なりすまし防止のため、「番号確認」と「本人確認」をする書類のコピーの提出が必要になります。

白岡市に「ふるさと納税ワンストップ特例申請書」を郵送する際、次のいずれかの書類のコピーを必ず同封ください。

■書類パターン1

- 番号確認用の書類 : 個人番号カードの裏のコピー
- 本人確認用の書類 : 個人番号カードの表(顔写真)のコピー

※個人番号カードについて(地方公共団体情報システム機構のサイト) <https://www.kojinbango-card.go.jp/kojinbango/>

■書類パターン2(個人番号カードを取得していない場合)

- 番号確認用の書類 : 通知カードのコピー(注) 又は 個人番号記載の住民票の写し
- 本人確認用の書類 : 運転免許証、パスポート、健康保険や介護保険の被保険者証、年金手帳、在留カード、特別永住者証明書などの身元確認できる書類のコピー
 - ※運転免許証等の顔写真のあるものであれば、いずれか1点
 - ※健康保険証等の顔写真のないものであれば、いずれか2点

(注)通知カードは令和2年5月25日に廃止となったため、廃止日以降通知カードの記載事項(住所・氏名等)に変更があった場合は番号確認用の書類として使用できません。また、廃止日以前に当該通知カードの記載事項に変更があった場合で、お住まいの自治体で変更の措置を受けていない場合も、使用できません。通知カードのコピーを提出される場合は必ず、住所・氏名等が現在のものであることが分かるよう、必要に応じて裏面のコピーも併せて提出してください。通知カードの住所・氏名等が本人確認用の書類と一致していない場合は、個人番号記載の住民票の写しをご用意ください。

※通知カードについて(地方公共団体情報システム機構のサイト) <https://www.kojinbango-card.go.jp/tsuchicard/index.html>

その他の番号確認・本人確認については総務省のWEBサイトをご覧ください。

http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/01.html